(参照法律一覧)

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係	○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(抄)
ップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)(抄)20	1
	i i 1

0 著作権法 昭昭 和四十五年法律第四十八号)

第二条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

〜九の三 (略)

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの (放送又は有線放送に該当するものを除く。)

送信可: 能化 次のい ずれ かに掲げる行為により自 動公衆送信し得るようにすることをいう。

報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、 信用記録媒体に情報を記録し、 体」という。)に記録され、 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置 その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分(以下この号及び第四十七条の五第一項第一号において「公衆送信用記録 又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。 情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、 (公衆の用に供する電気通信回線に接続することによ 又は当該自動公衆送信装置に情報を入力するこ 以下同じ。 若しくは情 0) 公衆送

機器が特定の反応をする信号を著作物、 家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。)に際 該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。)をする手段 する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権 て「電磁的方法」という。)により、 いるものを除く。)であつて、著作物、 て「著作権等」という。)を侵害する行為の防止又は抑止(著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当 技術的保護手段 若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法 第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権、 実演、 実演、 レコード、 レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録 放送又は有線放送 (以下この号、 (著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられて 第三十条第一 (以 下 実演、 「著作物等」という。)の利用 項第二号及び第百二十条の二第 レ コー ド若しくは放送若しくは有線放送に 出版権又は第八十九条第 (次号及び第二十二号に Ļ これに用 (著作者又は実演 項に 媒 規定

係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるも のを いう。

用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、 有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、 て利用する行為を含 (以下「著作権者等」という。 媒体に記録し、 技術的利用制限手段 若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、 む。 以下この号及び第百十三条第三項において同じ。)を制限する手段 電磁的方法により、)の意思に基づくことなく用いられているものを除く。)であつて、 著作物等の視聴 レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記 若しくは送信する方式によるものをいう。 (プログラムの著作物にあつては、 (著作権者、 実演、レコー 著作物等 当該著作物を電子計算機 出版 ド若しくは放送若しくは の視聴に際 権 者 又は著作隣 接 権者 お

3 (略)

一十二~二十四

略

(著作物の発行)

第三条 項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。)において、発行されたものとする。 又はその許諾)を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者によつて作成され、 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、 (第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。 第四条の二及び第六十三条を除き、 頒布された場合 第二十一条に規定する権利を有する者 (第二十六条、 以下この章及び次章におい 第二十六条の二第 . て 同

-·3 (略)

(著作物の公表)

第四条 する者又はその許諾を得た者によつて建設された場合を含む。)において、 上映、 著作物は、 公衆送信、 発行され、 口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合 又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演 (建築の著作物にあつては、 公表されたものとする。 第二十一条に規定する権利を有

2 著作物は、 第二十三条第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、 公表されたもの

)~5 (略)

2

(同一性保持権)

- 第二十条 (略)
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。
- 一·二 (略)
- 三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、 ラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変 又はプロ グ

四 (略)

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、 その著作物を翻訳し、 編 曲 若しくは変形し、 又は脚色し、 映画化 Ļ その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第二十八条 が有するものと同 二次的著 一の種類の権利を専有する。 作物の原著作物の著作者は、 当該二次的著作物の利用に関し、 この款に規定する権利で当該二次的著作物の 著作者

(付随対象著作物の利用)

第三十条の二 写真の撮影、 0) 難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物 条において「付随対象著作物」 及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、 当該著作物 (以下この条において「写真等著作物」という。 録音又は録画 という。 (以下この項において「写真の撮影等」という。) の方法によつて著作物を創作するに当たつ) は、 当該創作に伴つて複製又は翻案することができる。 (当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。)に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音 ただし、 この 限りでな 当該付随対象著作物の から分離することが困 以下こ

2

項の

規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、

同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて利用することができる。

ただ

ない。 当該 付 随 対 象 著作 物 の種 類及び 角 途 並びに当該 利用 0 態様 に照ら 著 作 権 者 0 利 益 を不当に害することとなる場合 は、 この 限 ŋ で

0 過 程に おける利 用

第三十条の三 供することを目的 種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、 を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程 著作権者の許諾を得て、 とする場合には、 その必要と認められる限度において、 又は第六十七条第一項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定を受けて著作 (当該許諾を得、 当 □該著作; 又は当該裁定を受ける過程を含む。)における利用に 物を利用することができる。 この限りでない。 ただし、 当該著作物

0 開 発又は実用 化 のための試験の用に供するための利用

第三十条の四 その 必要と認められる限度におい 公表された著作物は、 著作物の録音、 て、 利用することができる。 録画その他の の利用に に係る技術 術 の開 発 又は実用化の ため 0) 試 験 0) 用 に供する場合に

図 書館等に おける複製等

図書館等の

义

書、

第三十一条 (以下この 国立国会図書館及び図書、 項 及び第三項において 記録その他の資料 「図書館等」という。)においては、 (以下この条において「図書館資料」 記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他 次に掲げる場合には、 その営利を目的としない の施設で政令で定めるも 事業として

という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 刊行物に掲載された個 図書館等の利用 者の求めに応じ、 々の著作物にあつては、 その調査研究の用に供するために、 その全部。 第三項において同じ。)の複製物を一人につき一 公表された著作物の 部 分 (発行後相当期間を経過した定 部 提供する場合
- 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 版等資 他の図書館等の求めに応じ、 料」という。 の複製物を提供する場 絶版その他これ 合 に準ずる理由 により一般に入手することが困難な図書館 資料 (以下この条におい て
- 2 くは汚損を避けるため 前 項各号に掲げる場 合 に当該原本に代えて公衆の利用に供するため、 0 ほ か、 国立国会図書館 におい ては、 図書館資料の 又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動 原本を公衆 の利用 用に供することによるそ 0 滅 公衆送信

とができない方式で作られる記録であつて、 必要と認めら れる限度において、 当該図書館 電子計算機による情報処理の 資料に係る著作物を記録媒体に記 用に供されるものをいう。 録することができる 以 下 同 ľ を作成する場合に は

3 は、 より る当該著作物の一 記録媒 その営利を目 玉宝会図 一体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。 書館 は、 部分の複製物を作成し、 的としない事業として、 絶版等資料に係る著作物につい 当該複製物を一人につき一部提供することができる。 当該図書館等の利用者の求めに応じ、 て、 図書館等において公衆に提示することを目的とする場 その調査研究の用に供するために、 この場合におい て、 当該図 合に 自動公衆送信され は |書館: 前 等に 項 0) 規 定

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 とができる。 合は、この その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、 学校その 限りでない。 ただし、当該著作物の 他の教育機関 (営利を目的として設置されているものを除く。) におい 種類及び用途並びにその複製の 部数及び態様に照らし著作権者の 必要と認められる限度において、 て教育を担任する者及び授業を受ける者は 利益を不当に害することとなる場 公表された著作物を複製するこ

作品若しくは複製物を提供し、 自動公衆送信の場合にあつては、 態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、 公表された著作物については、 若しくは口述して利用する場合には、 若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第 送信可能化を含む。)を行うことができる。 前項の教育機関における授業の過程におい 当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送 この限りでない。 て、 ただし、 当該授業を直接受ける者に対して当該著 当該著作物の 項の規定により上演 種 類及び用途並び に当該公衆送信 演奏し、 作物をその 上 原

(視覚障害者等のための複製等)

弗三十七条 (略)

- 公表された著作物については、 自 動 公衆送信 の場合にあつては送信可 電子計算機を用いて点字を処理する方式により、 能 化を含む。)を行うことができる。 記 録媒体に記録 Ļ 又 は 公衆送信 (放送又は 有線 放
- 3 覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、 祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、 視覚障害者その 他視覚による表現の 認識 に障 害のある者 公表された著作物であつて、 (以下この項及び第百二条第四項 又は提示されているもの 視覚によりその表現が認識 (当該著作物以外の著作物で、 に おい て 「視覚障 される方式 :害者: 等 当該著作物に (視覚及び う。 他 \mathcal{O} 0) 福

権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により 必要な方式により、 供するために必要と認められる限度において、 おいて「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の て複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、 当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。 複製し、 又は自動公衆送信 当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために (送信可能化を含む。)を行うことができる。 又は提示されているものを含む。 ただし、 当該視覚著作物 以下この項及び同条第四 て、 用に 項

(国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製

第四十二条の四 に規定するオンライン資料を収集するために必要と認められる限度において、 著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。 定するインターネット資料 国立国会図書館の館長は、 (以下この条において「インターネット資料」という。)又は同法第二十五条の四第三項の規定により同 国立国会図書館法 (昭和二十三年法律第五号) 当該インターネット資料又は当該オンライン資料に 第二十五条の三第一 項の規定により 同 直項に規 保る 項

物を複製することができる。 次の各号に掲げる者は、 当該各号に掲げる資料を提供するために必要と認められる限度におい て、 当該各号に掲げる資料に係る著 作

2

- 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者 同法第二十 五条の三第三項の求めに応じ提供するインターネット
- 規定するオンライン資料 国立国会図 .書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者 同 法第二十五条の四 第 項の規定により提供する同 項 に

翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 号に掲げる規定に従つて利用することができる。 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、 当該各号に掲げる方法 により、 当該著作物を当 該

- 第三十条第一項 変形又は翻案 第三十三条第一項 (同条第四項において準用する場合を含む。)、 第三十四 条第 項又は 第三十五 翻 訳、 編
- 第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、 第三十二条、 第三十六条、 第三十七条第 一項若しくは第二項、 第三十九条第 項

第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳

- 三 第三十三条の二第一項 変形又は翻案
- 四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案
- 五 第三十七条の二 翻訳又は翻案

(美術の著作物等の展示に伴う複製)

第四十七条 美術の 観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。 著作物又は写真の著作物の原作品により、 第二十五条に規定する権利を害することなく、 これらの著作物を公に展 示

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

第四十七条の三 において、 係る複製物の 当該著作物の複製又は翻案 使用につき、 プロ グラムの著作物の複製物の所有者は、 第百十三条第二項の規定が適用される場合は、 (これにより創作した二次的著作物の複製を含む。 自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限 この限りでない。 をすることができる。 ただし、 当該利用に 度

2 (略)

(保守、修理等のための一時的複製)

第四十七条の 記録されている著作物は、 理の後に、 内蔵記録媒体」という。 当該内蔵記録媒体に記録することができる。 兀 記 録媒体内)に記録して行うものをいう。 必要と認められる限度において、 蔵複製機器 (複製の機能を有する機器であつて、その複製を機器に内蔵する記録媒体 次項において同じ。) の保守又は修理を行う場合には、 当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一 時的に記録し、 (以下この条におい その内蔵記録媒体に 及び当該保守又は修 7

は、 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこれを同 及び当 その内蔵記 T該同 種の 録媒体に記録されている著作物は、 機 器 の内蔵記録媒体に記録することができる。 必要と認められる限度において、 当該内蔵記録媒体以 外の 種 記 の機器と交換する場合に 録媒 体に 時 的に 記 録

2

3 該記録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない。 一項の 規定により 内蔵記 録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した者は、 これらの規定による保守若しくは修理又は交換の 後に

は

(送信の障害の防止等のための複製)

第四 等により送信可 いて同じ。 る装置をいう。)をいう。 る部分 がされた著作物を、 条 (第一号に 0 自)の用に供することを業として行う者は、 五. 動 能化等 公衆送信以外の 自 におい 動 公衆送 当該各号に定める記録媒体に記録することができる。 て「特定送信用記録媒体」という。)に記録され、 (送信可能化及び特定送信をし得るようにするため 以下この条において同じ。)を他人の自動公衆送信等 信 装置等 無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定めるものを (自動 公衆送信装置及び特定送信装置 次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度に 又は当該装置に入力される情報の特定送信をする機能を有す 0) (電 行為で政令で定めるものをいう。 気 通 (自動公衆送信及び特定送信をいう。 信 口 いう。 線に接続することによ 以下この おいて、 項 に お いて同 ŋ 以下この条において同じ 当該 そ 自 ľ, 0 以下この 動 記 公衆送信装置 0 媒体 用 条にお に 0 うち 供

- に \mathcal{O} 障害を防止すること 自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することによる送信 おいて同じ。)以外の記録媒体であつて、 当該送信可 '能化等に係る公衆送信用記録媒体等 当該送信可能化等に係る自 動公衆送信等 (公衆送信用記録媒体及び特定送信用 0) 遅 滞 0) 又は当該自動 用に供するため 公衆送信装置 の も \mathcal{O} 記 等 録 媒 の故障による送信 体をい 、 う。
- 当該送信可 当 該 公衆送信用記 能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記 録媒体等以 外の 記録媒体 (公衆送信用記録媒体等であるものを除く。 録された当該著作物の複製物が滅失し、 又は毀き 損した場合の 復 旧 0 用 供 す
- 当該著作物 送信装置等の 信装置等により送信可能化等がされたものを除く。 自動公衆送信装置等を他 の自 記録媒体 動 公衆送信等を中継するための送信 のうち当該送信の 人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、 用に供する部分に記録することができる。 を効率的に行うために必要と認めら の自動公衆送信等を中継するための送信を行う場合には、 送信可能化等がされた著作 れる限度において、 当該著作 当該送信後に行われる 物 -物を当 (当 該 自 動 動 公 公衆 衆 送
- 3 保存してはならない。 次の各号に掲げる者は、 当該各号に定めるときは、 その後は、 当該各号に規定する規定 \mathcal{O} 適用を受けて作 成 さ れ た著 作 0 製 物
- 該 **修複製物** 第一項 外で行われた送信可 を保 (第一号に係る部分に限る。) 又は前項 存する必要が 能 化 等にあつては、 なくなつたと認 8 国内で行われたとしたなら 5 れ の規定により著作物を記録媒体に記 るとき、 又は当該 以 著作物 ば 著作権 に係 ふ送信 の侵害となるべきもの 可 録 した者 能 化等が これ 著作 で 権 5 あること) を の規定に定 侵害するものであること を める目的 知 0 ため 当
- 項 なくなったと認められるとき。 (第二号に係る部 分に限る。) 0) 規定により著作物を記録媒体に記録した者 同号に掲げる目 的 のため当該複製物を保存す

(送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等)

ただし、 受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。 物の記録を含む。 を識別するための情報の入力を求めることその他の受信 を用いた自動公衆送信 結果提供用記録」 て、 結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物 部を行う者を含み、 当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物 条の 記号その 当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するも 玉 内で行われ 他 公)を行い、 という。)のうち当該送信元識別 の符号をい 衆 から 送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。) たとしたならば著作権の侵害となるべきものであること) (送信可能化を含む。 の求めに応じ、 及び公衆からの求めに応じ、 う。 以下この 送信可: 条におい)を行つてはならない。 能 化され 符号に係るものを用い て同じ。 (当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。 を制限するための手段が講じられている場合にあつては、 た情報に係る送信元識別 当該求めに関する送信可)

を検索し、 について、 て自動 及びその結果を提供することを業として行う者 記 記録媒体 を知つたときは、 符号 公衆送信 能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併 への記録又は翻案 自 (当該著作物に係る自動公衆送信 のであること 動公衆送信の送 (送信可能化を含む。) その後は、 (これにより創 (国外で行わ 信元を識 以下この条にお 当該検索結果提供 は、 を行うことが 当該自動 れた送信可 別 作した二次的 するため につい 当該検索及びそ (当 公衆送 ⊺該事 能 て「検索 て受信者 0 できる。 文字、 用 化 にあ 著作 信の 記

情報解析のための複製等)

第四 とする場合には、 行うことができる。 他の要素に係る情報を抽出し、 十七条の Ł 著作物は、 必要と認められる限度において、 ただし、 電子計算機による情報解析 情報解析を行う者の用に供するために作成されたデー 比較、 分類その 他 記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物 の統計的な (多数の著作物その な解析を行うことをいう。 他の大量の情報から、 タベ] 以下この スの著作物に 条におい 当該情報 0 を構 1 て同じ。 ては、 成する言語 の記録を含む。 を行うことを目 の限りでない。 影 像

竜子計算機における著作物の利用に伴う複製)

第四十 される著作物 条の を当 しれらの 電子 該送 計 利用のための当該電子計算機による情報処理の 信を受信して利用する場合 算 機 にお て、 著作物を当 該 (これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害し 著作 物 の複製物を用 過程に 11 て お 利 用 でする場が て、 当該情報処理を円滑 合又は無線 通 信若 ない場 しくは カコ つ効率的 合に限る 有 に行うため 気通 る。 に 送 信 当 が

と認められる限度で、当該電子計算機の記録媒体に記録することができる。

(情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)

準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、 創作した二次的著作物の記録を含む。)を行うことができる。 -七条の 著作 物 がは、 情 報 通信の 技術を利用する方法により情報を提供する場合であ その必要と認められる限度において、 つて、 記録 当 該 媒体 提 供 を円 :への記! 滑 録 か つ効 又は翻案 率的に行うため

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の 第三十七条第三項、 の著作物の複製物を除く。 された著作物の複製物 第三項、 とができる。 ている著作物にあつては、 五条第一項、 三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項若しくは第四項、 目的 複製することができる著作物は、 項若しくは第二項、 第三十六条第一項、 第三十七条の二、 のために公衆に譲渡する場合は、 + ただし、 第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、 第三十一条第一 第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、 第三十一条第一項若しくは第三項後段、 (第三十一条第一項若しくは第三項後段、 第四十一条から第四十二条の二まで、) を、 当該映画の著作物の複製物を含む。 第四十一条から第四十二条の二まで、 第三十七条、 項 第三十一条第一項若しくは第三項後段、 (第 これらの規定の適用を受けて作成された複製物 一号に係る部分に限る。 第三十七条の二(第二号を除く。以下この条において同じ。 この限りでない。 第四十二条の三第二項又は第四十六条から第四十七条の二までの 第三十三条の二第一項若しくは第四項、 以下この条において同じ。 以下この条において同じ。) 第三十五条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、 第四十二条の三第二項又は第四十七条の二の規定の適用を受けて作成 第三十三条の二第 第四十二条の三第二項又は第四 映画の著作物の複製物 (第三十一条第)を除く。 若しくは第三項後段、 一項若しくは第四項、 第三十四条第一項、 (映 第三十五条第一 0 項若しく 譲渡に 第三十九条第一 画 十七七 0 著 条の二に定める目 より公衆に提供するこ 作 は 第三 第三十五条第 物に 第三十二条、 項、 一項後段、 お 項、 第三十五 いて複製され 第三十七条 第四十条 対規定に 第三十 的 映 画

出所の明示)

第四十八条 次の各号に 明 示しなければならない。 掲げる場合には、 当該各号に規定する著作物の 出所を、 その 複製又は 利用の 態様に応じ合理的と認めら れる方法

- 十二条又は第四十七条の規定により著作物 第三十二条、 第三十三条第 一項 (同 条第四項において準用する場合を含む。 を複製する場合 第三十三条の二 第 項、 第三十 七条第 項 第 匝
- 規定により著作物を利 匝 1条第一 項、 第三十七条第 用する場合 三項、 第三十七条の二、 第三十九条第 一項 第四十条第 項若しくは第一 項 文は 第四 + 七 条の
- 兀 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五 十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、 その出 所を明示する慣行があるとき。 条、 第三十六条第一 項、 第三十八 条第 項、 第
- 2 につき表示されている著作者名を示さなければならない。 前項の出所の明示に当たつては、 これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、 当 該 著 作
- 3 出所を明示しなければならない 第四十三条の規定により著作物を翻訳し 編曲し、 変形し、 又は翻案して利用する場合に は、 前 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 例 に ょ り、 その 著作

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

- 十一条から第四十二条の三まで、 定める目的以外の目的のために、 第三十条第一項、)

 を

 頒布し、 第三十七条第三項、第三十七条の二本文 又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者 第三十条の三、 これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物 第四十二条の四第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、 第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、 (同条第二号に係る場合にあつては、 第三十三条の一 同号。 (次項第四号の複製物に該当するもの 第四十七条の二又は第四十七 次項第一号において同じ。 第一 項若しくは 第四 項、 条の を除 六に +
- 第四十四条第三項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者又は有線放送事業者
- **另四十七** 第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物 に記 記録され 条の四第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第 た著作物の 複製物を頒布し、 又はこれらの複製物によつてこれらの著作物を公衆に提示 項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒 (次項第二号の複製物に該当するものを除く。 L た者 体 以外の記 録媒体に一 若しくは
- 兀 第四 該当するものを除 条の三第二項 第四十七条の く。 を保存した者 四第三項又は第四十七条の五第三項の規定に違反してこれらの)規定の: 複製 物 次 項 号
- 五. 条の四 第四十七条の五第一項若しくは第二項 第四十七 条の七又は第四十七 条の九に定める目 的以外 0 目 的 0 ために、

0 定 0 適 用 を受けて作成された著作物 0 複製物 (次項第六号の複製物に 該当するも のを除く。 を用 V て当該著作 :物を利 用

- 「するもの 第四十七 を除 条の 六ただし書の規定に違反して、 を用 いて当該著作物の自動 同 公衆送信 条本文の規定の (送信可 適用を受けて作成された著作物 能化を含む。)を行つた者 0 複 製 物 次 項第 五. 뭉 0 複製 物 に
- 七 /は当該著作物に係る同条に規定する送信の受信 第四十七条の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を、 |該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為) (当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては をしないで使用して、 当 該著作物の同条に規定する複 当該著作物を利用 製 物 んした者 0) 使用に代えて使用
- 2 に掲げる者は、 当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、 編 曲 変形又は翻案を行つたものとみなす。
- 第三十七条の二本文、 第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒 るこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、 第三十条第一項、 第三十一条第一項 第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、 第一号若しくは第三項後段、 第三十三条の二第 又は当該複製物によつて当該に 第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲 布 項、 Ļ 第三十五条第一 又は当該複製 一次的著作物を公衆に提示し 数物に 項、 よつて当 第三十七条第三 該 二次的 ?著作 た者
- 三 第四十七条の三第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

を公衆に

提示した者

- 兀 を頒布し、 第三十条の三又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、 又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者 これら の規定の適用を受けて作成された二次的著作物 0 複 製
- 五. 作物の 第四十七条の六ただし書の規定に違反して、 自動公衆送信 (送信可能化を含む。) を行つた者 同 条本文の規定の適用を受けて作成された二次的著作 物 0) 複製物を用 いて当 次
- 的著作物 第三十条の 0 四 複製物 第四十七条の七又は第四十七条の九に定める目 を用いて当該二次的著作物を利用 した者 的 以 外 0 目 的 \mathcal{O} ために、 これ 5 0 規 定 0) 適用を受けて作成された二

著作権者不明等の場合における著作物の利用

裁定を受け 不明その 他の 公表され 理 カゝ 由 た著作: に より 通 常 相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定め 0 物 使 又は相当 に用料の 額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、 期 別間にわ たり 公衆に提供され、 若しく は 提 に示され 7 る事実 が 明 5 カゝ で ある著 る場合は、 作 は、 文化庁 その 作 長 権

に係る利用方法により利用することができる。

- 2 な 前 いことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、 項の 裁定を受けようとする者は、 著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載 これを文化庁長官に 提出し、 なければならない。 した申請書に、 著 作 権 者 と連絡することが でき
- 3 (略)

(裁定申請中の著作物の利用)

第六十七条の二 該申請に係る利用方法と同一の方法により、当該申請に係る著作物を利用することができる。 処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、 を勘案して文化庁 出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。 前 条第一 長官が定める額の担保金を供託した場合には、 項 の裁定 (以下この条において単に 「裁定」という。 裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの)の申請をした者は、 当該連絡をすることができるに至つた時までの ただし、 当該申請に係る著作物 当該著作物の著作者が当該 間 (裁定又は裁定をし \mathcal{O} 間 利 用 著作 ない 方法 当

- 2 を表示しなけ 前項の 規定により作成した著作物の複製物には、 れば ならない。 同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨 D び 裁 定 0 申 請 をした 年 月 日
- 3 項の 項の については、 補償金のうち 規定により著作物を利用する者 同条第一項の規定による供託を要しない。 第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額 (以 下 申 請 中利用者」という。 が裁定を受けたときは、 (当該担保金の額が当該 補 前 賞金 条第 一の額 項 を超えるときは 0 規定に か カゝ わら 当 ず
- とみなす。 ち当該補償金の 除く。 官が定める額の補償金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において、 申請中利用者は、 は、 当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に 額に相当する額 裁定をしない処分を受けたとき (当該補償金の 額が当該担保金の額を超えるときは、 (当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つた場 当該額) 同項の規定により供託された担保金の については、 相当するものとして文化庁長 当該 補償 金を供 額の たもの 一合を 5

4

- 5 ることができるに至つた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額 払わなければなら 申 中請中利 用者 は、 ない。 裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、 0) 補償金を著作権者に支 当 T該連 絡 をす
- 6 三項 の場合において、 著作権者は、 前条第一 項又は前 二項の補償金を受ける権利に関 Ļ 第 項 0 規定により供託され た担 保 金か

ら弁済を受けることができる。

7 (略)

(文化審議会への諮問)

第七十一条 第六十七条の二第四項、 文化庁長官は、 第三十三条第二項 第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、 (同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第1 文化審議会に諮問しなければならない。 項、 第六十七

(補償金の額についての訴え)

第七十二条 分)があつたことを知つた日から六月以内に、 て不服がある当事者は、これらの規定による裁定(第六十七条の二第四項に係る場合にあつては、第六十七条第一項の裁定をし 第六十七条第一項、第六十七条の二第四項、 訴えを提起してその額の 第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金 増減を求めることができる。 の額につ ない 処

2 (略

(補償金等の供託)

第七十四条 (略

2 (略)

3 著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に、 ては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に、それぞれするものとする。 第六十七条第一項、 第六十七条の二第四項若しくは前二項の規定による補償金の供託又は同条第 項の規定による担保金の その他の場合にあつ 供 託

4 (略)

出版権の制限)

第八十六条 条第一項、 第三十二条、 第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、 第三十条第 第三十三条第一項 項 (第三号を除く。 次項において同じ。)、第三十条の二第二項、 (同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一 第三十条の三、 第四十条第一 第三十一 項及び第四項、 条第 項及び第二項 項及び第三 第三十四 第

、る著作物 + 第 7四十七 条から 条の 複製について準用する。 第四十二条の二まで、 一中 「著作権者」 とあるの 第四十二条の三第二項並びに第四十六条から第四十七条の二までの規定は、 この場合において、 は、 「出版権者」と読み替えるものとする。 第三十条の二第二項、 第三十条の三、 第三十五 条第 項、 出 版 第四 権 目的とな + 一条第 0

2 された著作物の 第四十二条の二まで、 は第四 点 項、 第三十五条第一項、 て準用する第三十条第一 複製物を頒布し、 第四十二条の三第一 第三十七条第三項、第三十七条の二本文 又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者は、 項、 二項又は第四十七条の二に定める目的以外の目的のために、 第三十条の三、第三十一条第 同 項第一号若しくは 条第二号に係る場合にあつては、 第三 第八十条第 項後段、 これらの規定の 第三 項 第一号 同号)、 十三 一条の二 適用を受け の複製を行つ 第四十一条から 第 項 て作 若

とみなす。

3 第四十二条の三第二項、 十六条第一項、 いて準用する。 第三十条の二第二項、 著作権者」とあるのは 第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二 この場合において、 第四十六条、 第三十条の三、 「出版権者」 第三十条の二第二項、 第四十七条の二並びに第四十七条の六の規定は、 と、 第三十一条第三項 第四十七条の六ただし書中 〈前段、 第三十条の三、 (第二号を除く。 第三十二条第 「著作権」とあるのは 第三十五条第二項、)、第四十条第一 項、 第三十三条の一 出版権の目的となつている著作物の 「出版権」 第三十六条第一 項、 一第四 第四十一 項、 と読み替えるものとする。 第三十 項 及び第四 第四十二条の 五. 公衆送信に 十七条の二

(著作隣接権の制限)

第百二条 並びに第四十七条の四から第四十七条の ついて準用し、 第四 同 **第一** 十四四 条第一 次項において同じ。 第三十 項 条第二項の規定は、 項 中 とあるのは 第三十条第二項及び第四十七条の十の規定は、 条第一項、 「第二十三条第一 第三十条の二から第三十二条まで、 「第九十二 著作隣接権の 第三十八条第 項」とあるのは 一条第一項又は 九までの 目的となつている実演、 一項及び第四項、 規定は、 第百条の三」と読み替えるも 「第九十二条第一項、 著作隣接権の目的となつている実演、 第三十五条、第三十六条、 著作隣接権の目的となつている実演又はレ 第四十一条から第四十二条の四まで、 レコー 第九十 ĸ 又は有線放送の利用について準用する。 -九条第 のとする。 一項又は第百条の 第三十七条第三項、 レ コー ド 第四 \equiv コ 十四四 ードの利用に 放送又は と 第三十七条の二(第 条 同 (第二 条第二 有線放送の この 一項を除 場合に 項 · て 準 中 利用 お 用 号

出所を明 7 はレ 準 示する慣行があるときは、 甪 コ する第三十二条、 ド 又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像 第三十 これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、 -七条第1 互項 第三十七条の二若しくは 以下 第四十二条の規 「実演等」 と総称する。 定又は次項 を複製 発しく その 出所を する場 は 第 場合に 明 項 0 定

2

ればならない。

3~8 (略)

9 掲げる者は、 第九十一 条第一 項、 第九 十六 条、 第九 十八 条又は 第百条の二 0) 録 音 録 画又は複製を行つ たも のとみな

第一 |項又は第四十七条の六に定める目的 「該複製物によつて当該実演、 七条第三項、 項において準 第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、 用する第三十条第一項、 当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示し 以外の目的のために、 第三十条の三、 これらの規定の適用を受けて作成された実演等 第三十 一条第 一項第一号若しくは第一 第四十二条の四第 項、 三項後段、 第 四 0 十四条第一項若しくは第 第三十五条第一 複製物を頒 布し 項、 た者

一 (略)

三 うくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者 媒体以外の 第一項に お 記録媒体に一時的に記録された実演等の複製物を頒布し、 V て準 用 する第四十七条の 匹 第一 項若しくは 第二項の 規定の 又は当 適 用を受けて同 該複製物によつて当該実演、 条第 項 若しくは 当 第 該 項 コ に規定する内 ードに係る音若 蔵 記

五. 以 外の 項に 目 項において準用する第四十七条の四 的 お \mathcal{O} ために、 V て準用する第三十条の これらの 規定の 四 適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等を利]第三項 第四十七条の五第 又は第四十七条の 項若しく 五第三項 は第二項、 の規定に違反してこれ 第四十七条の 七又は らの 第四十 用 規 した 定 の複製物 七 条 0) を保 九 に定め 存 る目 た 的

六 第一 て当該実演等の 項におい . て 準 送信可能化を行つた者 用する第四十七条の六ただし書の規定に違反して、 同条本文の規定の 適用を受けて作成された実演等 0 複 製 物 を

た者 である場合にあつては、 使用に代えて使用し、 第 項において準 用する第四十七条の八の規定 又は当該実演等に係る同条に規定する送信の受信 当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為) の適用を受けて作 上成され た実演等の複製物を、 (当該送信が受信者からの をしない 当該実演等 求め で使用し に応じ自 の同 て、 条に規定す 当該実演等を 動的 に行わ うる複 れ いるも 利 製 用 物

七

れた実演若しくは 第三十三条の二第一 項又は第三十七条第三項に定める目的以 コ F . の 複製物を頒 然布し、 又は当該複製物に 外 0 よっ 目 的 て当該実演若しくは当該レ \mathcal{O} ために、 第 三項若しくは第四 コ] 項 K の規 係る音を公衆に提 定の 適用を受けて 示し 作

第五章 私的録音録画補償

金

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

指定管理団体によつてのみ行使することができる。 百 という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、 個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの て「私的 兀 一条の二 記録音録 第三十条第二項 画補償金」 という。 (第百二条第一項において準用する場合を含む。)を受ける権利 は、 (以下この章において 私的録音録画補償金を受ける権利を有する者 次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて 「指定管理団体」という。) 以下この章に お いて同じ。 (以下この章にお があるときは、 0) 補 償 金 (以下この それぞれ当該 て 権 章 利

的 私 一日報告
一日報告
日本
< 的使用を目的として行われる録音 (専ら録画とともに行 われるものを除く。 以下この章におい 7 「私的」 録音」という。)

私的使用を目的として行 録音録画 日補償金 われる録 画 (専ら 録音とともに行 われるものを含む。 以下この章にお į, て 私 的 録 画 という。) に係る

2 する裁判上又は裁判外 前 項の 規定による指定がされた場合には、 の行為を行う権限を有する。 指定管 理 寸 体 は 権 利者 0 0 た め に自 己 の名をも つて私的 []録音 録 画 補 償 金を受ける権 利 に 関

(指定の基準)

第百四条の三 文化庁長官は、 次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない

- 一般社団法人であること。
- . 画補償金に係る場合についてはロからニまでに掲げる団体を構成員とすること。 前条第一項第一号に掲げる私的録音 録 画 |補償金 に係る場合についてはイ、 ハ 及び ニに掲げる団 体 を、 同 項第二号に掲げる私
- .おいて私的録音に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認めら 私的録音に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体 (その連合体を含む。 れ れるもの であつて、 玉 内
- 口 に 的 て私 録 画 に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体 録 画に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認め (その 5 連合体を含む。 れるもの であつて、 国 内
- に おい て実演を業とする者の相当数を構成員とする団体 (その連合体を含む。
- =お て商 業用 コ F ・の製作を業とする者 の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。

- 前 からニまでに掲げる団: 体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるもの であること。
- 営利を目的としないこと。
- ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
- て「補償金関係業務」 権利者の ために私的録音録画補償金を受ける権利を行使する業務 という。)を的確に遂行するに足りる能力を有すること。 (第百四条の八第 項の事業に係る業務を含む。 以下この 章に お

(私的録音録画補償金の支払の特例)

第百四条の 括の支払として、 購入に当たり、 特定記録媒体」という。)を購入する者 請求があつた場合には、 厄 第三十条第二項の政令で定める機器 指定管理団体から、 第百四条の六第一 当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。 当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一 項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定めら (当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。 (以下この章において「特定機器」という。 又は記録媒体 れた額 0 私的 (以下この章におい 録 音 録 画補 遺金の は、 その 支払

- 2 録音及び私的録画以外の用に供することを証明して、当該私的録音録画補償金の返還を請求することができる。 前項の 規定により私的録音録画補償金を支払つた者は、 指定管理団体に対し、 その支払に 係る特定機器又は特 定記 録媒 体を専 5 私 的
- 3 は私的 録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は 録音 会員を行うに当たり、 項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定機器により同項の 1録画 補償金の返還を受けたものであるときは、 私的録音録画補償金を支払うことを要しない。 この限りでない。 私的録画を行う者は、 ただし、 第三十条第 当該特定機器又は特定記録媒体 二項の 規定にかかわらず、 規定による支払の請求を受けて私 が前項の 当該私的 規定によ 記録音又 的

(製造業者等の協力義務)

協力しなければならない。

第 百 造又は輸入を業とする者 条の 五. 前 条第一項の規定により指定管理 (次条第三項において 寸 「製造業者等」という。 体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合には、 は、 当 該私的録音 録画補償金の 特定機器又は 支払の 請求 特定記 及びその受領 媒 体 0 関

(私的録音録画補償金の額)

第百四 |条の 録音 六 録 第 画 百 補 償 兀 金 条 の二第一 の額を定め、 項の規定により指 文化庁長官の認可 定管理団体が私的録音録 を受けなければならな 画補償金を受ける権利を行使する場合には、 V) これを変更しようとするときも、 同 様とする。 指定管理 寸 体 は

- 2 項の 認可 が あつたときは、 私的録音録画 [補償 金の額は、 第三十条第二項の 規 定にかり かわらず、 その認可を受けた額とする。
- 3 じめ、 指定管理団体は、 製造業者等 Ö 第百四 寸 体で製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。 1条の四 第一 項の規定により支払の請求をする私的 録音録画補償金に係る第一項の 認 可の申請に際 あら カ
- 4 む。 文化庁長官は、 及び第百四 第一 条の四第一 項の認可の申請に係る私的 項の規定の趣旨、 録音又は録画に係る通常の使用料 2録音録 画補償金の額が、 第三十条第 の額その他の事情を考慮し 項 (第百 二条第一 項において準用する場合を含 た適正な額であると認める
- 5 文化庁長官は、 第一項の認可をしようとするときは、 文化審議会に諮問 L なけ れ ば なら ない。

ときでなければ、

その認可をしてはならない。

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第 百四 届け出なければならな · 条の 七 指 定管 理 寸 体 これを変更しようとするときも、 は、 補償金関係業務を開始しようとするときは、 同様とする。 補 償金関係業務の執行に関する規程を定め、 文化庁長官に

2 前 項の規程には、 指定管理 寸 私的録音録画補償金 1体は、 第三十条第一 二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定め (第百四条の四第一 項の規定に基づき支払を受けるものに なけ 限る。 れば 0) ならな 分配に関 する事項を含む

者作権等の保護に関する事業等のための支出)

第百四条の八 で政令で定める割合に相当する額を、 に支出しなけ 指定管理 ればならない 団体は、 私的録音録画補償金 著作権及び著作隣接権の保護に (第百四条の四第 関 する 項の規定に基づき支払を受けるものに限る。 事業 並 びに著作物の 創作の 振 興 及び普及に資する事 0 額 割以 業 0

- 2 化庁長官は 前 項 の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、 文化審議会に諮問 しなけれ ば なら な
- 3 関 監督上必要な命令をすることができる。 化庁長官は、 第 項 の事業に係る業務の 適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、 指定管理 団体に対 当該業務に

(報告の徴収等)

第百四条の九 ため必要な勧告をすることができる。 補償金関係業務に関して報告をさせ、 文化庁長官は、 指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、 若しくは帳簿、 書類その他の資料の提出を求め、 又は補償金関係業務の 執行方法の改 指定管理 寸 多善の 体に

(政令への委任)

第百四条の十 この章に規定するもののほか、 指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項は、 政令で定める。

(侵害とみなす行為)

第百十三条 (略)

2~4 (略)

5 接権者」とあるのは「著作隣接権者 「著作隣接権」とあるのは 項に規定する二次使用料を受ける権利は、 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第 「著作隣接権 (次条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。 (同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。)」とする。 前項の規定の適用については、 著作隣接権とみなす。 この場合において、) 」 と、 前条中 同条第一項中 「著作隣

6 · 7 (略

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律 (平成二十八年法律第百八号) (抄)

(著作権法の一部改正)

0

第八条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

送(次号において」を「有線放送 第二十二号とし、 第二条第一項第二十号中 第二十号の次に次の一号を加える。 - 「方法 (以下」に改め、 (次号」の下に「及び第二十二号」を、 同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を 「若しくは著作 権 の 下 に 出版 権 を加え、 「有線放

これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、 権者 ともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、 いて利用する行為を含む。 送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。 (以下「著作権者等」という。)の意思に基づくことなく用いられているものを除く。)であつて、 技術的利用制限手段 以下この号及び第百十三条第三項において同じ。)を制限する手段(著作権者、 電磁的方法により、著作物等の視聴(プログラムの著作物にあつては、 、実演、 レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像と 当該著作物を電子計算機にお 実演、レコード若しくは放 著作物等の視聴に際し、 出版権者又は著作隣接

第百十三条中第六項を第七項とし、 同条中第三項を第四項とし、 第二項の次に次の一項を加える。 第五項を第六項とし、同条第四項中 「次条第四項」 を 「次条第五項」に改め、 同項を同条第五

則

施行期日)

第一条 この法律は、 する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日 (第三号において「発効日」という。) から施行

一~三(略)